

令和2年度名古屋市教育委員会第37号議案

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

1 改正内容・理由

(1) 子ども応援委員会制度担当部の組織改正について

虐待等の案件について、子ども応援委員会と連携し、適切かつ迅速に対応するため、主幹（生徒指導に係る調整）を設置します。（指導部主幹（生徒指導に係る特命事項の処理）が兼務）

(2) 指導部の組織改正について

ア 虐待等の案件について、学校と連携し、適切かつ迅速に対応するとともに、虐待から保護した児童生徒に対する教育方針について指導及び助言を行うため、主幹（生徒指導に係る特命事項の処理）を設置します。

（子ども応援委員会制度担当部主幹（生徒指導に係る調整）を兼務・子ども青少年局中央児童相談所主幹（学校教育との連携）を併任）

イ 主幹（小学校給食調理業務の効率化）を廃止します。

(3) 生涯学習部の組織改正について

新たな運動・文化活動の本格実施により、増大する学校における部活動に関する事務を継続的に運営する組織が必要となるため、主幹（部活動振興）を廃止し、部活動振興室を設置します。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条生涯学習部の項中「生涯学習課」を「生涯学習課
部活動振興室」に改める。

第3条生涯学習部生涯学習課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同項の次に次のように加える。

部活動振興室

- (1) 学校における部活動に関すること。
- (2) 部活動関係団体に関すること。
- (3) 部活動に関する行事の計画及び実施に関すること。

第6条第2項中「部」の次に「若しくは担当部」を加える。

第9条第3項中「規定する主幹を置く部」の次に「及び担当部」を加え、「分担事項及び」を「分担事項並びに」に改め、同項の表主幹を置く部の項中「

部」の次に「及び担当部」を加え、同表教務部の項の次に次のように加える。

子ども応援委員会制度担当部	生徒指導に係る調整	1 生徒指導に係る調整に関すること。	1
---------------	-----------	--------------------	---

第9条第3項の表指導部の項中

「

小学校給食調理業務の効率化	1 学校給食（中学校（鳴海中学校を除く。）における給食を除く。以下同じ。）の調理業務の効率化に係る施策の企画及び調整に関すること。 2 学校給食の衛生管理に関すること。 3 学校給食に係る設備の整備に関すること。	1
---------------	--	---

を

」

「

生徒指導に係る特命事項の処理	1 生徒指導に係る特命事項の処理に関すること。	1
----------------	-------------------------	---

に改め、

」

同表生涯学習部の項中

「

図書館改革の推進	1 図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。	1
部活動振興	1 学校における部活動に関すること。 2 小学校における部活動の見直しの推進に関すること。	1

を

」

「

図書館改革 の推進	1 図書館改革の推進に係る総合調整に 関すること。	1
--------------	------------------------------	---

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育委員会事務局規則（抜すい）

改 正 案	現 行
第2条 事務局に次の部、担当部、課及び室を置く。 総務部 教務部 子ども応援委員会制度担当部 指導部 生涯学習部 生涯学習課 <u>部活動振興室</u> 文化財保護室 第3条 前条の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 教務部 子ども応援委員会制度担当部 指導部 生涯学習部 生涯学習課 (1)～(9) (略) (10) (略) <u>部活動振興室</u>	第2条 事務局に次の部、担当部、課及び室を置く。 総務部 教務部 子ども応援委員会制度担当部 指導部 生涯学習部 生涯学習課 文化財保護室 第3条 前条の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 教務部 子ども応援委員会制度担当部 指導部 生涯学習部 生涯学習課 (1)～(9) (略) (10) <u>学校における部活動に関するこ</u> <u>と。</u> (11) (略)

(1) 学校における部活動に関すること。

(2) 部活動関係団体に関すること。

(3) 部活動に関する行事の計画及び実施に関すること。

文化財保護室 (略)

第 6 条 (略)

2 第 9 条に規定するところにより、部若しくは担当部に主幹又は教育長の定めるところにより、課若しくは室に主査を置く。

3 ～ 4 (略)

第 9 条 (略)

2 (略)

3 第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する主幹を置く部及び担当部、その分担事項並びにその数は、次表のとおりとする。

主幹を置く部及び <u>担当部</u>	表示する分担事項	分担事項の細目	主幹の数
(略)			
教務部	(略)		
子ども 応援委 員会制 度担当 部	生徒指導に係 る調整	1 <u>生徒指導に係る調整に関すること。</u>	1
指導部	(略)		
	学校教育に係	(略)	

文化財保護室 (略)

第 6 条 (略)

2 第 9 条に規定するところにより、部に主幹又は教育長の定めるところにより、課若しくは室に主査を置く。

3 ～ 4 (略)

第 9 条 (略)

2 (略)

3 第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する主幹を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

主幹を置く部	表示する分担事項	分担事項の細目	主幹の数
(略)			
教務部	(略)		
指導部	(略)		
	学校教育に係	(略)	

	る企画調整				る企画調整			
	生徒指導に係る特命事項の処理	1 <u>生徒指導に係る特命事項の処理に関すること。</u>	<u>1</u>		小学校給食調理業務の効率化	1 <u>学校給食（中学校（鳴海中学校を除く。）における給食を除く。以下同じ。）の調理業務の効率化に係る施策の企画及び調整に関すること。</u> 2 <u>学校給食の衛生管理に関すること。</u> 3 <u>学校給食に係る設備の整備に関すること。</u>	<u>1</u>	
生涯学習部	図書館改革の推進	1 <u>図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。</u>	<u>1</u>	生涯学習部	図書館改革の推進	1 <u>図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。</u>	<u>1</u>	
					部活動振興	1 <u>学校における部活動に関すること。</u> 2 <u>小学校における部活動の見直しの推進に関すること。</u>	<u>1</u>	
4 （略）				4 （略）				

